

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

準備書面(7)

令和4年3月28日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人

清	平	昌	大
本	村	行	広
君	塚	知弥子	三
吉	木	智	宏
倉	重	龍	輔(代)
志	田	智	之(代)
高	橋	あゆみ	(代)
横	山	智	宏(代)
生	部	雅	敏(代)
山	本	勇	治(代)

被告は、本準備書面において、原告らの令和3年9月15日付け準備書面(7) (以下「原告準備書面(7)」という。) に対し、必要と認める範囲で反論するとともに (後記第1及び第2)、原告準備書面(7)の「第5 原告らの主張」(24及び25ページ) に対する認否をする (後記第3)。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 令和3年2月作成の「家族法研究会報告書」(甲A145。以下「本件報告書」という。) に関する原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

- (1) 原告らは、法制審議会に対する諮問(乙8)が、本件報告書(甲A145)を踏まえて行われているところ、本件報告書(129ページの〔注3〕)に、「我が国では、婚姻中の両親の関係が悪化等した場合には、その一方が他方の同意なく、子を連れて又は子を置いて別居を開始することがあるところ、民法第821条が、「子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。」と規定していることとの関係が問題となり得る。」と記載されていること、本件報告書(131ページの〔注1〕)に、「両親の一方が他方の同意なく子を連れて別居を開始した場合に、そのような別居の事実状態を無条件に追認することは相当でないとの指摘があり、そのような立場からは、別居開始から一定期間が経過するまでに、上記1の取決め(原告らが本件報告書129ページの「1 別居時の養育計画の作成を促進する方策」と注記。)が迅速にされるべきであり、かつ、一定期間前に上記1の請求がされた場合、又は離婚の訴えが提起された場合には、別居後の環境に関する子の適応状況を重視してはならないとの規律を設ける方向性も考えられることになる」旨記載されていることから、当該諮問が「原告らが本件訴訟で主張している「子の連れ去り」を問題として捉え、「子の連れ去り」を

追認することは相当でなく、「子の連れ去り」が生じないようにするための法制度の構築を検討することを含んだ諮問であることは明白である。」旨主張する（原告準備書面(7)・5ないし7ページ）。

- (2) また、原告らは、本件報告書（133ページ）の「3 別居時の養育計画を適切に定めるための手続的規律」では、（中略）「親子審判制度」と類似した「手続の特則として特別の規律を設けること」について記載がされている。その内容は、原告らの主張である「親子審判制度」の立法が可能であることと、そのような制度の構築が求められていることを如実に示す内容である。」旨主張する（原告準備書面(7)・7ページ）。

2 原告らの主張には理由がないこと

- (1) しかしながら、家族法研究会は、法務省の担当者が関係省庁として参加していたものの、民間団体である公益社団法人商事法務研究会が開催するものである上、本件報告書は、法制審議会家族法制部会において、参考資料の一つとして配布されたにすぎないから（甲A146の1の2枚目）、本件報告書に記載された内容は、被告における議論状況を直ちに示すものでない。

この点をおいても、既に主張したとおり、「離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに関する諮問第113号」（乙8）は、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを前提としているわけではなく（被告準備書面(5)・3及び4ページ）、原告らが指摘する本件報告書の各記載についても、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを指摘しているものではない。すなわち、本件報告書は、「婚姻中の両親（注1）が別居をする場合の子の養育に関する規律については、民法に直接の定めがなく（注2）、両親の別居により子の養育者や養育環境が変化するにもかかわらず、子の養育について何ら取り決められることがないまま、別居が開始されることも少なくないようである（注3）。」との記載（甲A145・127ページ）に関する注記と

して、「我が国では、婚姻中の両親の関係が悪化等した場合には、その一方が他方の同意なく、子を連れて又は子を置いて別居を開始することがあるところ、民法第821条（中略）との関係が問題となり得る（傍点は引用者による。以下同じ。）。もつとも、この点については、別居の実態に加え、別居の背景・要因や我が国の慣習等も考慮に入れる必要があり、この点に関する法律関係の整理は必ずしも十分にはされてこなかったように思われる。」と記載する（129ページの（注3））ものであり、父母が別居を開始した場合、子の養育について何ら取り決められることがないまま、別居が開始されることが少なくないという問題意識と関連して、父母が別居を開始した場合に民法821条の効力などの法律関係が問題となることを指摘するものと解され、その文言上、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを指摘しているものではないことは明らかである。

また、本件報告書は、家庭裁判所における監護者・親権者指定の場合の考慮事項のうち、「子の現在の生活状況（注1）」（130ページ）に関する注記として、「両親の一方が他方の同意なく子を連れて別居を開始した場合に、そのような別居の事実状態を無条件に追認することは相当でないとの指摘があり、そのような立場からは、（中略）別居後の環境に対する子の適応状況を重視してはならないとの規律を設ける方向性も考えられる」と記載する（131ページの（注1））ものであり、別居後に監護者指定や子の監護に関する処分が求められた場合や離婚の訴えが提起された場合において、別居後の環境に関する子の適応状況を重視してはならないとの規律を設ける選択肢があることを示唆するものと解され、文言上、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを指摘しているものではないことは明らかである。なお、本件報告書は、別居後の環境に対する子の適応状況を重視してはならないとの規律について、「このような規律を設け

ることの必要性・相当性については、別居の実態や要因・背景等を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。」(132及び133ページ)として、当該規律を設けることに慎重な態度を示しているものと解される。

- (2) また、本件報告書(甲A145・133ページ)は、「別居時の養育計画を適切に定めるための手続的規律」として、「家庭裁判所が上記1(引用者注:①子の監護をすべき者、②父又は母と子との面会及びその他の交流、③子の監護に関する婚姻費用の分担その他の子の監護について必要な事項。以下同じ。)の判断を適切かつ迅速に行う観点から、この事項を判断する審判において、手続の特則として特別の規律を設けること(保全手続を含む。)について、更に検討を進めてはどうか。例えば、上記1の事項を判断する審判において、家庭裁判所調査官による子の現状確認及び親子の交流の様子の観察の結果(中略)を考慮することができるとの規律を設けることについて、更に検討を進めてはどうか。」と記載されているとおり、家庭裁判所における審判において、手続の特則として特別の規律を設けることについて、更に検討を進めることを提案しているにすぎず、「原告らの主張である『親子審判制度』の立法が可能であること」や、「そのような制度の構築が求められていること」を「如実に示す内容である」とは到底認められない。
- (3) したがって、原告らの前記1の主張には理由がない。

第2 2021年8月14日付けのシドニー・モーニング・ヘラルド紙の記事(甲A147)に関する原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、シドニー・モーニング・ヘラルド紙の記事(甲A147)を引用し、同記事の内容からしても、「日本における「子の連れ去り問題」が、もはや国際問題とされており、その結果、『親子の引き離しが起きないような法律制度の構築』が必要であることについて、政府と国会(国会議員)の共通の

認識となっている」ことは明白である。」旨主張する（原告準備書面(7)・9及び10ページ)

2 原告らの主張には理由がないこと

しかしながら、シドニー・モーニング・ヘラルド紙の記事（甲A147〔日本語訳〕）が、「オーストラリアの外務省は、昨年、旅行に関するアドバイスを更新し、日本の親権に関する法律はオーストラリアの法律とは大きく異なることを警告した。」（3ページ）とした上で、「岸防衛大臣は、（中略）インタビューで「修正が必要な場合、修正について話し合い、議論しなければならない。」と語った。「そして、政府は何が必要なのかを話し合い、議論しなければならない。」と彼は言った。日本の野党党首の枝野幸男氏は、圧力が高まっていると述べた。「オーストラリアや他の国々を含むいくつかの先進国がこの問題を指摘していることを、私はそれを真剣に受け止めています。」と彼は言った。「一方、圧倒的に、日本の家族を巻き込んだこれらの事件のほとんどは、家庭内暴力から逃れるのは母親または女性であるということです。ですから、例えば、勝手に、又は、無理やり、共同親権を認めると家庭内暴力、犠牲者、問題が増える可能性があります」と枝野氏は付け加えた。」と記載しているとおり、「日本の親権に関する法律」につき法改正の是非も含めて議論することの必要性について述べているにすぎず、「親子の引き離し起きないような法律制度の構築」が必要であると言及したものではない。

したがって、原告らの前記1の主張には理由がない。

第3 「第5 原告らの主張」（原告準備書面(7)・24及び25ページ）に対する認否

- 1 「1」について
認否の限りでない。
- 2 「2」について

(1) 第1段落ないし第3段落について
不知。

(2) 第4段落について

第1文については、原告 と の面会交流の状況については不
知、その余は否認ないし争う。

第2文については、不知。

以 上